

令和7年度 介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援事業 実施要項

1 趣 旨

本事業は、介護事業所が、所属する初任段階の介護職員（介護関係の資格を有しない中途採用者や高校新卒採用者等）に研修を受講・修了させるために負担する受講料等に対し支援を実施することにより、介護職員の資質向上と他業種からの再就業・定着促進を図る。

2 用語の定義

本要項において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者

山口県内で別表に定める介護サービスを提供する施設又は事業所を運営する事業者（法人及び事業を営む個人をいう。※設置者は問わない。）をいう。

(2) 介護事業所

山口県内で別表に定める介護サービスを提供する施設及び事業所をいう。

3 実施内容

介護事業所が、所属する初任段階の介護職員（介護関係の資格を有しない中途採用者や高校新卒採用者等）に次の研修を受講・修了させるために負担する受講料等に対し、支援を実施する。

(1) 介護職員初任者研修

(2) 生活援助従事者研修

【(1) 「介護職員初任者研修」支援の概要】

申請者	事業者（別表に定める介護サービスを提供する施設又は事業所を運営する事業者）
助成対象	介護事業所が所属する初任段階の介護職員（介護関係の資格を有しない中途採用者や高校新卒採用者等）に「介護職員初任者研修」を受講・修了させるために負担する受講料等 ＜助成対象（例）＞受講料、テキスト代、修了試験代、実習費、やむを得ず欠席した際の補講代等 ＜助成対象に含まない（例）＞旅費、昼食代、被服費、追試験代等 なお、助成対象となるのは、令和7年4月から令和8年2月末までの間に研修を修了した者に限る。 ※国、県等が実施する類似の助成を一部でも受けている場合は対象としない。
助成額	最大5万円（1人あたり。「取扱手数料」は含まない。） ※助成額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる
助成人数	100名程度

選定方法	応募者多数により選定が必要となった場合、1事業者2名までを選定後、助成人数に残りがあれば、事業者の規模等により決定する。
留意事項	一度助成を受けた額については、後にいかなる事由が発生した場合であっても、事業者は個人に対して、受講料等を負担させてはならない。

【（２）「生活援助従事者研修」支援の概要】

申請者	事業者（別表に定める介護サービスを提供する施設又は事業所を運営する事業者）
助成対象	介護事業所が所属する初任段階の介護職員（介護関係の資格を有しない中途採用者や高校新卒採用者等）に「生活援助従事者研修」を受講・修了させるために負担する受講料等 <助成対象（例）>受講料、テキスト代、修了試験代、実習費、やむを得ず欠席した際の補講代等 <助成対象に含まない（例）>旅費、昼食代、被服費、追試験代等 なお、助成対象となるのは、令和7年4月から令和8年2月末までの間に研修を修了した者に限る。 ※国、県等が実施する類似の助成を一部でも受けている場合は対象としない。
助成額	最大3万円（1人あたり。「取扱手数料」は含まない。） ※助成額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる
助成人数	30名程度
選定方法	応募者多数により選定が必要となった場合、1事業者2名までを選定後、助成人数に残りがあれば、事業者の規模等により決定する。
留意事項	一度助成を受けた額については、後にいかなる事由が発生した場合であっても、事業者は個人に対して、受講料等を負担させてはならない。

4 交付申請

助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ令和7年度介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援事業助成金の交付申請書（第1号様式）を山口県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

5 交付決定

助成金交付申請書の提出があった場合、その内容を審査の上、適当と認められるときは助成金の交付決定を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

なお、申請者が多数の場合は、選考を行う。

また、申請の内容に変更が生じた場合は、事業者は変更の届出をすること。

6 交付の条件

会長は、助成金の交付決定をする場合、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

7 実績報告書の提出

助成金交付決定通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、研修が修了次第速やかに精算し、研修修了後（交付決定前に研修が修了した場合は、交付決定後）1ヶ月以内、又は令和8年3月5日のいずれか早い日までに令和7年度介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援事業助成金の実績報告書（第2号様式）を会長に提出しなければならない。

8 助成金の額の確定

会長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成対象者に通知するものとする。

9 助成金の交付

助成金の額の確定通知を受けた助成対象者が、その助成金の交付を受けようとするときは、請求書（第3号様式）を会長に提出しなければならない。

会長は、適正な請求書を受理したときは助成金を交付するものとする。

10 助成金の交付決定の取消し

会長は、助成対象者がこの要項の条件に違反したときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

11 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は県と協議の上、決定する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。